



RESONA

【シンガポール駐在員事務所】

## 「マレーシアの新たな税制優遇策(その1)」

4月6日、マレーシア投資開発庁(MIDA)は、昨年10月に発表した2015年度(2015年1-12月)政府予算案に盛り込まれた産業振興・促進に係わる税制優遇措置の詳細を発表した。今回発表された4分野(下記「[優遇税制の概要](#)」参照)で外資系企業のみならず、国内の企業も対象に、企業の地方へ進出や地域の統括・管理本部の設置などを奨励する。

### 【優遇税制の概要】

#### ① 後発地域への促進

| 適用要件   | 内容  |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 農村振興や農村部の雇用創出に貢献する製造業またはサービス業</li> <li>▶ 新規進出企業および既存企業の投資拡大</li> <li>▶ 特定の後発地域は指定しない。適応の可否は、MIDAや各州政府当局と協議の上で個々に決める</li> <li>▶ 申請期限は、2015年1月1日～2020年12月31日</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 法定所得の100%が課税免除される。法人税免除期間は最長15年(5+5+5)。</li> <li>▶ または、資本支出の100%について投資税額控除(ITA)が得られる。投資期間は10年内</li> <li>▶ 優遇措置は5年ごとに評価・延長され、主要業績指標(KPI)目標を達成することが必要</li> <li>▶ ロイヤルティ、技術指導料、サービス料などに課する源泉税が免除される</li> <li>▶ 不動産、土地の譲渡やリース契約に対する印紙税の課税免除</li> <li>▶ 原材料、部品、機械および設備の輸入について輸入関税免税が得られる</li> </ul> |

#### ② 工業団地の開発・運営

| 適用要件   | 内容   |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 国指定の工業地帯に立地</li> <li>▶ 州政府の認可を取得する必要がある</li> <li>▶ 運営・管理の対象は、道路や下水道の整備、街灯の設置、産業廃棄物の収集・処分、ビルの修繕、警備サービスなどが含まれる</li> <li>▶ 年収の70%が上記の適格事業から生じる所得</li> <li>▶ 申請期限は、2015年1月1日～2017年12月31日</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 法定所得の100%が課税免除される。法人税免除期間は5年</li> </ul> |

#### ③ 労働集約型企業の自動化促進

| 適用要件  | 内容  |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 36ヵ月以上操業している製造企業</li> <li>▶ 自動機械は、生産活動に直接使用される</li> <li>▶ 自動機械は、生産性向上の促進になる。例えば、工数・手間削減、作業者の減少および生産量の増加</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ ゴム製品やプラスチック、木工品や家具、繊維産業などの労働集約型の製造業について <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 支出した設備投資に対して、最初の400万リンギまで二重(200%)の税務上の減価償却(キャピタルアローワンス)を認める。</li> <li>✓ 適用期間は、2015賦課年度<sup>注1</sup>～2017賦課年度</li> </ul> </li> <li>▶ それ以外の労働集約型の製造業について <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 最初の200万リンギまで二重(200%)の税務上の減価償却(キャピタルアローワンス)を認める。</li> <li>✓ 適用期間は、2015賦課年度～2020賦課年度</li> </ul> </li> </ul> |

注1: 賦課年度は暦年と一致している。例えば、2015 賦課年度とは、2015年12月31日に終了する暦年をいい、基準課税期間は、その該当賦課年度に終了する会計年度である。例えば、2015年6月30日が決算日である2015年の基準課税期間は、2015年6月30日に終了する会計年度である。

(その2に続く)

【出 所: Press Release “Announcement of Guidelines for the New Tax Incentives under the Malaysian 2015 Budget” MIDA、】

照会先: 国際事業部 (東京) 電話 03-6704-2723  
(大阪) 電話 06-6268-6357

当資料は、信頼できると思われる情報に基づいて作成しておりますが、弊行がその正確性、確実性を保証するものではありません。ここに記載された内容は事前の連絡なしに変更されることもあります。当資料は情報提供のみを目的としており、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、お客様御自身でご判断下さいませようお願い致します。  
\* 禁無断転載